

頁	旧	新	摘要												
2	<p>第1編 総則 第1章 計画の目的 第2節 計画の性格 5 他の計画との関係</p> <p>(1) 国の定める「防災基本計画」及び「防災業務計画」、<u>さらに</u>県の定める「愛知県地域防災計画」は、<u>本計画と同様、法に基づくものであり、基本的な趣旨を同じくしている。</u> <u>また、本町における災害に際しては国及び県と共同して事業にあたる必要がある。そのため、法及び国・県の計画と本計画とは、一体をなすものであり、計画の内容については十分に調整を行うものとする。</u></p>	<p>第1編 総則 第1章 計画の目的 第2節 計画の性格 5 他の計画との関係</p> <p>(1) 国の定める「防災基本計画」及び「防災業務計画」、県の定める「愛知県地域防災計画」<u>と十分な整合を図るものとする。</u></p>	表記の整理												
10	<p>第4章 基本理念及び重点を置くべき事項 第1節 防災の基本理念 (略)</p> <p>南海トラフ全域で、30年以内にマグニチュード8以上の地震が起きる確率は<u>70%</u>程度と予測されており、この地域は、巨大地震がいつ起きてもおかしくない状況にある。</p>	<p>第4章 基本理念及び重点を置くべき事項 第1節 防災の基本理念 (略)</p> <p>南海トラフ全域で、30年以内にマグニチュード8以上の地震が起きる確率は<u>70%～80%</u>程度と予測されており、この地域は、巨大地震がいつ起きてもおかしくない状況にある。</p>	数値の更新												
17	<p>第5章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱 第2節 処理すべき事務又は業務の大綱 3 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東海農政局</td> <td> <p><u>(9) 応急用食料の供給支援にあてる在庫量を調査し、調達・供給体制を整備する。</u></p> <p><u>(10) 食料の需給・価格等の動向に関する調査結果に基づき、必要に応じて生産者団体、食料品の卸売業者、製造業者等に対して緊急出荷等を要請する等所要の措置を講ずる。</u></p> <p><u>(11) 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集し、又は消費者に提供するための緊急相談窓口を設置する。</u></p> <p><u>(12) 必要に応じ職員を派遣し、食料供給活動を支援する。</u></p> </td> </tr> <tr> <td>中部近畿産業保安監督部</td> <td> <p>高圧ガス、液化石油ガス等所掌に係る<u>危険物又はその施設、鉱山施設、電気施設、ガス施設</u>の保安の</p> </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内 容	東海農政局	<p><u>(9) 応急用食料の供給支援にあてる在庫量を調査し、調達・供給体制を整備する。</u></p> <p><u>(10) 食料の需給・価格等の動向に関する調査結果に基づき、必要に応じて生産者団体、食料品の卸売業者、製造業者等に対して緊急出荷等を要請する等所要の措置を講ずる。</u></p> <p><u>(11) 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集し、又は消費者に提供するための緊急相談窓口を設置する。</u></p> <p><u>(12) 必要に応じ職員を派遣し、食料供給活動を支援する。</u></p>	中部近畿産業保安監督部	<p>高圧ガス、液化石油ガス等所掌に係る<u>危険物又はその施設、鉱山施設、電気施設、ガス施設</u>の保安の</p>	<p>第5章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱 第2節 処理すべき事務又は業務の大綱 3 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東海農政局</td> <td> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(9) 食料の需給・価格等の動向に関する調査結果に基づき、必要に応じて生産者団体、食料品の卸売業者、製造業者等に対して緊急出荷等を要請する等所要の措置を講ずる。</u></p> <p><u>(10) 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集し、又は消費者に提供するための緊急相談窓口を設置する。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> </td> </tr> <tr> <td>中部近畿産業保安監督部</td> <td> <p>高圧ガス、液化石油ガス、<u>火薬類、コンビナート、鉱山、電気、ガス</u>等所掌に係る施設の保安の確保に</p> </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内 容	東海農政局	<p><u>(削除)</u></p> <p><u>(9) 食料の需給・価格等の動向に関する調査結果に基づき、必要に応じて生産者団体、食料品の卸売業者、製造業者等に対して緊急出荷等を要請する等所要の措置を講ずる。</u></p> <p><u>(10) 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集し、又は消費者に提供するための緊急相談窓口を設置する。</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	中部近畿産業保安監督部	<p>高圧ガス、液化石油ガス、<u>火薬類、コンビナート、鉱山、電気、ガス</u>等所掌に係る施設の保安の確保に</p>	<p>本省対応に変更されたことに伴う修正。</p> <p>表記の整理</p>
機関名	内 容														
東海農政局	<p><u>(9) 応急用食料の供給支援にあてる在庫量を調査し、調達・供給体制を整備する。</u></p> <p><u>(10) 食料の需給・価格等の動向に関する調査結果に基づき、必要に応じて生産者団体、食料品の卸売業者、製造業者等に対して緊急出荷等を要請する等所要の措置を講ずる。</u></p> <p><u>(11) 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集し、又は消費者に提供するための緊急相談窓口を設置する。</u></p> <p><u>(12) 必要に応じ職員を派遣し、食料供給活動を支援する。</u></p>														
中部近畿産業保安監督部	<p>高圧ガス、液化石油ガス等所掌に係る<u>危険物又はその施設、鉱山施設、電気施設、ガス施設</u>の保安の</p>														
機関名	内 容														
東海農政局	<p><u>(削除)</u></p> <p><u>(9) 食料の需給・価格等の動向に関する調査結果に基づき、必要に応じて生産者団体、食料品の卸売業者、製造業者等に対して緊急出荷等を要請する等所要の措置を講ずる。</u></p> <p><u>(10) 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集し、又は消費者に提供するための緊急相談窓口を設置する。</u></p> <p><u>(削除)</u></p>														
中部近畿産業保安監督部	<p>高圧ガス、液化石油ガス、<u>火薬類、コンビナート、鉱山、電気、ガス</u>等所掌に係る施設の保安の確保に</p>														

頁	旧		新		摘要
18	東海総合通信局	<p>確保に必要な監督又は指導を行う。</p> <p>(2) 災害時における電気通信の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理を行う。</p> <p>(3) 被災地区における電気通信施設の被害状況の調査を行う。</p>	東海総合通信局	<p>必要な監督又は指導を行う。</p> <p>(2) 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理を行う。</p> <p>(3) 被災地区における電気通信施設、<u>放送施設等</u>の被害状況の調査を行う。</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>
22	5 指定公共機関		5 指定公共機関		
	機関名	内 容	機関名	内 容	
	日本放送協会	<p><u>(1) 警戒宣言等の伝達及び地震防災応急対策の実施状況等の報告(部内)を行う。</u></p> <p>(2)~(7) (略)</p>	日本放送協会	<p><u>(削除)</u></p> <p>(1)~(6) (略)</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>
25	6 指定地方公共機関		6 指定地方公共機関		
	機関名	内 容	機関名	内 容	
	愛知県道路公社、名古屋高速道路公社	<p>各地方道路公社が管理する道路の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。</p> <p><u>(追加)</u></p>	愛知県道路公社 <u>※、名古屋高速道路公社</u>	<p>各地方道路公社が管理する道路の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。</p> <p><u>※愛知県道路公社の業務の一部は、愛知県有料道路運営等事業公共施設等運営権実施契約等に基づき、愛知道路コンセッション株式会社が行う(以下同じ)。</u></p>	<p>業務内容の変更に伴う修正。</p>
32	<p>第2編 災害予防</p> <p>第1章 防災協働社会の形成推進</p> <p>第3節 企業防災の促進</p> <p>2 企業における措置</p> <p>(1) 事業継続計画の策定・運用</p> <p>企業は、災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定・運用するよう努める。</p> <p>また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント(BCM)の取組を通じて、防災活動の推進に努める。</p>	<p>第2編 災害予防</p> <p>第1章 防災協働社会の形成推進</p> <p>第3節 企業防災の促進</p> <p>2 企業における措置</p> <p>(1) 事業継続計画の策定・運用</p> <p>企業は、災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、<u>自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする具体的には、</u>各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定・運用するよう努める。</p> <p>また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、<u>損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、</u>予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライ</p>	<p>防災基本計画の修正(H30.6)に伴う修正</p>		

頁	旧	新	摘要
33	3 町及び県（ <u>産業労働部</u> 、防災局、 <u>建設部</u> ）、商工団体等における措置	3 町及び県（ <u>経済産業局</u> 、防災 <u>安全局</u> 、 <u>建設局</u> ）、商工団体等における措置 フラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。 （略）	愛知県の組織再編に伴う修正
34	第2章 建築物等の安全化 第1節 建築物の耐震推進 1 町及び県（ <u>建設部</u> ）における措置	第2章 建築物等の安全化 第1節 建築物の耐震推進 1 町及び県（ <u>建築局</u> 、 <u>関係局</u> ）における措置	愛知県の組織再編に伴う修正
35	(1) 総合的な建築物の耐震性向上の推進 地震発生時の避難・救護拠点となる施設を始めとする既存建築物の耐震性の向上を図るため、「耐震改修促進計画」に基づき、総合的な建築物の耐震性向上の推進を図っていくこととする。 特に、地震で建築物が倒壊することによる避難路の閉塞を防ぐために、優先的に耐震化に取り組むべき避難路を指定し、その避難路沿道建築物の耐震診断の結果報告を義務付けることにより、対象建築物の耐震性向上を推進していく。	(1) 総合的な建築物の耐震性向上の推進 地震発生時の避難・救護拠点となる施設を始めとする既存建築物の耐震性の向上を図るため、「耐震改修促進計画」に基づき、総合的な建築物の耐震性向上の推進を図っていくこととする。 特に、地震で建築物が倒壊することによる避難路の閉塞を防ぐために、優先的に耐震化に取り組むべき避難路を指定し、その避難路沿道建築物の耐震診断の結果報告を義務付けることや、 <u>ブロック塀等の付属物の耐震対策を推進することで、対象建築物の耐震性向上を図る。</u>	第3次地震対策アクションプランの改訂に基づく修正
38	第2節 交通関係施設等の整備 2 道路施設 <u>(追加)</u> <u>(3)~(4)</u> (略)	第2節 交通関係施設等の整備 2 道路施設 <u>(3) 重要物流道路の指定</u> <u>平常時、災害時を問わず安定的な輸送を確保するため、物流上重要な道路輸送網を重要物流道路（代替・補完路を含む。）として国が指定を行う。指定された重要物流道路は、道路管理者が機能強化を実施する。</u> <u>(4)~(5)</u> (略)	道路法の改正により重要物流道路の関連記載が防災基本計画に記載されたことによる修正
43	第3節 ライフライン関係施設等の整備 5 下水道 下水道管理者（県（ <u>建設部</u> ）及び町）は、下水道施設の計画、設計、施工及び維持管理に当たっては、日光川下流域下水道のなかの蟹江町公共下水道として、「下水道施設の耐震対策指針と解説（公益社団法人日本下水道協会）」及び「下水道の地震対策マニュアル（公益社団法人日本下水道協会）」に適合させ、かつ、地域や地質の実状に応じて必要な対策を講じる。	第3節 ライフライン関係施設等の整備 5 下水道 下水道管理者（県（ <u>建設局</u> ）及び町）は、下水道施設の計画、設計、施工及び維持管理に当たっては、日光川下流域下水道のなかの蟹江町公共下水道として、「下水道施設の耐震対策指針と解説（公益社団法人日本下水道協会）」及び「下水道の地震対策マニュアル（公益社団法人日本下水道協会）」に適合させ、かつ、地域や地質の実状に応じて必要な対策を講じる。	愛知県の組織再編に伴う修正

頁	旧	新	摘要
44	<p>第4節 文化財の保護 <u>(追加)</u></p>	<p>第4節 文化財の保護 3 重要文化財の耐震対策 平成30年8月9日付け文化庁文化財部参事官（建造物担当）の事務連絡「重要文化財（建造物）の耐震対策について」のとおり、下記の耐震対策を実施する。 <u>(1) 耐震予備診断・耐震診断及び耐震補強の実施</u> <u>(2) 対処方針の作成・提出</u> <u>(3) 耐震対策推進の周知徹底</u> <u>(4) 補助事業における耐震予備診断の必須</u> <u>(5) 耐震予備診断実施の徹底</u> <u>(6) 県の指導・助言</u></p>	<p>対策の追加</p>
45	<p>3～4 (略)</p>	<p>4～5 (略)</p>	<p>表記の整理</p>
49	<p>第4章 液状化対策 第2節 液状化対策の推進 1 町及び県（防災局、建設部）における措置 (略)</p>	<p>第4章 液状化対策 第2節 液状化対策の推進 1 町及び県（防災安全局、建築局）における措置 (略)</p>	<p>愛知県の組織再編に伴う修正</p>
50	<p>第3節 被災宅地危険度判定の体制整備 1 町及び県（建設部）における措置 (略)</p>	<p>第3節 被災宅地危険度判定の体制整備 1 町及び県（建築局）における措置 (略)</p>	<p>愛知県の組織再編に伴う修正</p>
51	<p>第5章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備 1 町、県（防災局、建設部、関係部局）及び防災関係機関における措置 (略)</p>	<p>第5章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備 1 町、県（防災安全局、建設局、関係局）及び防災関係機関における措置 (略)</p>	<p>愛知県の組織再編に伴う修正</p>
56	<p>10 災害廃棄物処理に係る事前対策 (2) 広域連携、民間連携の促進 町、県（環境部）及び中部地方環境事務所は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。</p>	<p>10 災害廃棄物処理に係る事前対策 (2) 広域連携、民間連携の促進 町、県（環境局）及び中部地方環境事務所は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。</p>	<p>愛知県の組織再編に伴う修正</p>
57	<p>第6章 避難行動の促進対策 ■ 基本方針 ○ 避難勧告等は、空振りをおそれず、<u>早めに出すことを基本とし、避難勧告等の判断基準の明確化を図る。</u></p>	<p>第6章 避難行動の促進対策 ■ 基本方針 ○ 避難勧告等は、空振りをおそれず、<u>住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に避難勧告等を発令する。</u></p>	<p>「避難勧告等に関するガイドライン」の改定（H31.3）に伴う修正。</p>

頁	旧	新	摘要
58	第2節 緊急避難場所及び避難路の指定等 1 町における措置 (1) 緊急避難場所の指定 ア 緊急避難場所の選定 (イ) 指定緊急避難場所における避難者1人当たりの必要面積は、おおむね <u>2㎡</u> 以上とする。	第2節 緊急避難場所及び避難路の指定等 1 町における措置 (1) 緊急避難場所の指定 ア 緊急避難場所の選定 (イ) 指定緊急避難場所における避難者1人当たりの必要面積は、おおむね <u>1㎡</u> 以上とする。	必要面積の更新
60	第4節 避難誘導等に係る計画の策定 1 町及び防災上重要な施設の管理者における措置 (1) 町の避難計画 エ 緊急避難場所、避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項	第4節 避難誘導等に係る計画の策定 1 町及び防災上重要な施設の管理者における措置 (1) 町の避難計画 エ 緊急避難場所 <u>開放</u> 、避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項	防災基本計画の修正(H30.6)に伴う修正
61	第5節 避難に関する意識啓発 1 町及び県における措置 町は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、避難場所や避難所の周辺道路に、案内標識、誘導標識等を設置し、平素から地域住民に周知を図るものとする。 また、避難場所・避難所・災害危険地域等を明示した防災マップ、地震発生時の津波や堤防の被災等による浸水想定区域及び浸水深を示した浸水津波避難ハザードマップ、広報誌・PR紙などを活用して広報活動を実施するものとする。 <u>また、防災カルテは、各自主防災組織において、危険箇所等に関する情報を整理して作成するもので、地域の危険を確認することなど、防災知識の普及の一環として実施する。</u> <u>なお、町において防災カルテの雛型を作成する。</u>	第5節 避難に関する意識啓発 1 町及び県における措置 町は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、避難場所や避難所の周辺道路に、案内標識、誘導標識等を設置し、平素から地域住民に周知を図るものとする。 また、避難場所・避難所・災害危険地域等を明示した防災マップ、地震発生時の津波や堤防の被災等による浸水想定区域及び浸水深を示した浸水津波避難ハザードマップ、広報誌・PR紙などを活用して広報活動を実施するものとする。	表記の整理
62	(3) その他 イ 町は、指定避難場所及び指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する <u>場合は</u> 、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。 <u>また、設置にあたっては、愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とするものとする。</u>	(3) その他 イ 町は、指定避難場所及び指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する <u>際には</u> 、 <u>愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とし、指定緊急避難場所の場合は</u> 、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。	
	第7章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 第2節 要配慮者支援対策 1 町、県及び社会福祉施設等管理者における措置 (1) 社会福祉施設等における対策 ア～オ (略)	第7章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 第2節 要配慮者支援対策 1 町、県及び社会福祉施設等管理者における措置 (1) 社会福祉施設等における対策 ア～オ (略)	津波災害警戒区域指定

頁	旧	新	摘要																																
65		<u>※なお、町地域防災計画に定める津波災害警戒区域内の施設に係る対策については、第2編第9章津波等予防対策参照のこと。</u>	に基づく修正																																
68	第3節 帰宅困難者対策 2 支援体制の構築 帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、滞在場所の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。	第3節 帰宅困難者対策 2 支援体制の構築 帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、 <u>一時滞在施設（滞在場所）</u> の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。	防災基本計画の修正（H30.6）に伴う修正																																
70	第8章 火災予防・危険性物質の防災対策 第1節 火災予防対策に関する指導 2 町及び県（防災局）における措置 (略)	第8章 火災予防・危険性物質の防災対策 第1節 火災予防対策に関する指導 2 町及び県（防災安全局）における措置 (略)	愛知県の組織再編に伴う修正																																
71	第3節 危険物施設防災計画 1 町及び県（防災局）における措置 (略)	第3節 危険物施設防災計画 1 町及び県（防災安全局）における措置 (略)	愛知県の組織再編に伴う修正																																
72	第5節 毒物劇物取扱施設防災計画 1 町及び県（健康福祉部）における措置 (略)	第5節 毒物劇物取扱施設防災計画 1 町及び県（保健医療局）における措置 (略)	愛知県の組織再編に伴う修正																																
73	第9章 津波等予防対策 ■ 主な機関の措置 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 浸水対策に係る地域の指定等</td> <td>県</td> <td>1 浸水想定区域の指定 <u>(追加)</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第2節 津波防災体制の充実</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>(追加)</u></td> <td><u>(追加)</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 浸水対策に係る地域の指定等	県	1 浸水想定区域の指定 <u>(追加)</u>	第2節 津波防災体制の充実	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	第9章 津波等予防対策 ■ 主な機関の措置 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 浸水・津波対策に係る地域の指定等</td> <td>県</td> <td>1 浸水想定区域・<u>津波危険地域</u>の指定 2 <u>津波災害警戒区域の指定</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第2節 津波防災体制の充実</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>町、避難促進施設の所有者又は管理者</u></td> <td>4 <u>津波災害警戒区域の指定に伴う印刷物（ハザードマップ等）の作成、避難確保計画の作成及び訓練の実施</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 浸水・津波対策に係る地域の指定等	県	1 浸水想定区域・ <u>津波危険地域</u> の指定 2 <u>津波災害警戒区域の指定</u>	第2節 津波防災体制の充実	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		<u>町、避難促進施設の所有者又は管理者</u>	4 <u>津波災害警戒区域の指定に伴う印刷物（ハザードマップ等）の作成、避難確保計画の作成及び訓練の実施</u>	津波災害警戒区域指定に基づく修正 津波災害警戒区域指定に基づく修正
区分	機関名	主な措置																																	
第1節 浸水対策に係る地域の指定等	県	1 浸水想定区域の指定 <u>(追加)</u>																																	
第2節 津波防災体制の充実	(略)	(略)																																	
	(略)	(略)																																	
	(略)	(略)																																	
	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>																																	
区分	機関名	主な措置																																	
第1節 浸水・津波対策に係る地域の指定等	県	1 浸水想定区域・ <u>津波危険地域</u> の指定 2 <u>津波災害警戒区域の指定</u>																																	
第2節 津波防災体制の充実	(略)	(略)																																	
	(略)	(略)																																	
	(略)	(略)																																	
	<u>町、避難促進施設の所有者又は管理者</u>	4 <u>津波災害警戒区域の指定に伴う印刷物（ハザードマップ等）の作成、避難確保計画の作成及び訓練の実施</u>																																	
73	第1節 浸水対策に係る地域の指定等	第1節 浸水・津波対策に係る地域の指定等																																	

頁	旧	新	摘要
74	<p>1 浸水想定区域の指定 県（防災局）は、東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果を公表している。（平成 26 年 5 月 30 日公表） （略）</p> <p>（追加）</p>	<p>1 浸水想定区域・津波危険地域の指定 県（防災<u>安全</u>局）は、東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果を公表している。（平成 26 年 5 月 30 日公表） （略）</p> <p>2 津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定の設定及び津波災害警戒区域の指定 <u>県（建設局）は、津波防災地域づくりに関する法律第 8 条第 1 項に基づき、蟹江町全域を津波浸水想定区域に指定した。（平成 26 年 11 月 26 日公表）</u> <u>また、同法第 53 条第 1 項及び第 2 項に基づき、蟹江町全域を津波災害警戒区域に指定し、基準水位を公示した。（令和元年 7 月 30 日公表）</u></p>	<p>愛知県の組織再編に伴う修正</p> <p>津波災害警戒区域指定に基づく修正</p>
74 76	<p>第 2 節 津波防災体制の充実 1 町及び県（防災局、関係部局）における措置 （略）</p> <p><u>（追加）</u></p>	<p>第 2 節 津波防災体制の充実 1 町及び県（防災<u>安全</u>局、関係局）における措置 （略）</p> <p>4 津波災害警戒区域の指定に係る事項 <u>(1) 町は次の事項を市地域防災計画に定めるものとする。またこれらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布、その他必要な対策を講ずることとする。</u> <u>ア 津波災害警戒区域ごとに津波に関する情報の収集及び伝達、予報、又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他の人的被害を防止するために必要な警戒体制に関する事項。</u> <u>イ 津波災害警戒区域内に社会福祉施設、学校、医療施設その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設（以下「避難促進施設」という。）がある場合には、施設の利用者の円滑な警戒避難のための津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法。</u> <u>(2) 町地域防災計画に定める津波災害警戒区域内の避難促進施設の所有者又は管理者は、施設利用者の津波発生時における円滑かつ迅速な避難を確保するために、避難確保計画を作成し、町長に報告するとともに、公表する。また、避難確保計画に基づき、避難訓練を行うとともにその結果を町長に報告する。</u></p>	<p>愛知県の組織再編に伴う修正</p> <p>津波災害警戒区域指定に基づく修正</p>
76	<p>第 3 節 津波防災知識の普及 1 町及び県（防災局、関係部局）における措置</p>	<p>第 3 節 津波防災知識の普及 1 町及び県（防災<u>安全</u>局、関係局）における措置</p>	<p>愛知県の組織再編に伴う修正</p>

頁	旧	新	摘要												
	(略)	(略)	う修正												
77	第4節 津波等防災事業の推進 1 町及び県（防災局、建設部、関係部局）における措置 (略)	第4節 津波等防災事業の推進 1 町及び県（防災安全局、建設局、関係局）における措置 (略)	愛知県の組織再編に伴う修正												
79	第10章 広域応援体制の整備 第1節 広域応援体制の整備 1 町及び県（防災安全局、各部局）における措置 (2) 応援協定の締結等 イ 民間団体等との協定	第10章 広域応援体制の整備 第1節 広域応援体制の整備 1 町及び県（防災安全局、各局）における措置 (2) 応援協定の締結等 イ 民間団体等との協定	愛知県の組織再編に伴う修正												
80	町及び県は、災害対策基本法第49条の3に基づき、民間団体等と応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。	町及び県は、災害対策基本法第49条の3に基づき、民間団体等と応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。 <u>また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意すること。</u>	防災基本計画の修正(H30.6)に伴う修正												
82	第2節 広域応援部隊等に係る広域応援体制の整備 1 町及び県（防災局、健康福祉部）における措置 (略)	第2節 広域応援部隊等に係る広域応援体制の整備 1 町及び県（防災安全局、保健医療局）における措置 (略)	愛知県の組織再編に伴う修正												
83	第3節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備 1 町及び県（防災局、各部局）における措置 (略)	第3節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備 1 町及び県（防災安全局、各局）における措置 (略)	愛知県の組織再編に伴う修正												
84	第11章 防災訓練及び防災意識の向上 ■ 主な機関の措置 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第3節 防災のための教育</td> <td>町、県、国立私立各学校等</td> <td>1(1) 児童生徒等に対する安全教育</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第3節 防災のための教育	町、県、国立私立各学校等	1(1) 児童生徒等に対する安全教育	第11章 防災訓練及び防災意識の向上 ■ 主な機関の措置 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第3節 防災のための教育</td> <td>町、県、国立私立各学校等</td> <td>1(1) 児童生徒等に対する防災教育</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第3節 防災のための教育	町、県、国立私立各学校等	1(1) 児童生徒等に対する防災教育	「避難勧告等に関するガイドライン」の改定(H31.3)に伴う修正
区分	機関名	主な措置													
第3節 防災のための教育	町、県、国立私立各学校等	1(1) 児童生徒等に対する安全教育													
区分	機関名	主な措置													
第3節 防災のための教育	町、県、国立私立各学校等	1(1) 児童生徒等に対する防災教育													
	第1節 防災訓練の実施 1 町及び県における措置	第1節 防災訓練の実施 1 町及び県における措置													

頁	旧	新	摘要
85	<p>(2) 浸水対策訓練</p> <p>町及び県は、浸水対策の一環として、水防関係機関及び一般住民と一致協力して水災の警戒及び防御にあたり、万全を期するとともに、水防思想の普及徹底を図るため、各種水防工法その他の訓練を実施する。</p> <p>また、水防計画に位置付けられた水防上重要な施設のうち、管理者の自主管理に委ねられる施設(ため池等)について、訓練要領・警戒宣言時措置要領等を作成し、必要な訓練を実施するよう指導・要請する。</p> <p>なお、水防訓練は、次の項目について行うものとし、実施にあたっては、特に住民の参加を得て、水防思想の高揚に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>3 町、県及び各学校等管理者における措置</p> <p>(1) 計画の策定及び周知徹底</p> <p>災害の種別に応じ、学校等の規模、所在地の特性、施設設備の配置状況、児童生徒等の発達段階を考慮し、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法の計画をあらかじめ定め、その周知徹底を図る。計画策定に際しては、県(防災局)や町防災担当部局等の関係機関との連絡を密にして専門的立場からの指導・助言を受ける。</p>	<p>(2) 浸水対策訓練</p> <p>町及び県は、浸水対策の一環として、水防関係機関及び一般住民と一致協力して水災の警戒及び防御にあたり、万全を期するとともに、水防思想の普及徹底を図るため、各種水防工法その他の訓練を実施する。<u>なお、訓練の実施にあたっては、最も早い津波の到達予想時間や最大クラスの津波の高さを踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努めることとする。</u></p> <p>また、水防計画に位置付けられた水防上重要な施設のうち、管理者の自主管理に委ねられる施設(ため池等)について、訓練要領・警戒宣言時措置要領等を作成し、必要な訓練を実施するよう指導・要請する。</p> <p>なお、水防訓練は、次の項目について行うものとし、実施にあたっては、特に住民の参加を得て、水防思想の高揚に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>3 町、県及び各学校等管理者における措置</p> <p>(1) 計画の策定及び周知徹底</p> <p>災害の種別に応じ、学校等の規模、所在地の特性、施設設備の配置状況、児童生徒等の発達段階を考慮し、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法の計画をあらかじめ定め、その周知徹底を図る。計画策定に際しては、県(防災<u>安全</u>局)や町防災担当部局等の関係機関との連絡を密にして専門的立場からの指導・助言を受ける。</p>	<p>防災基本計画の修正(H30.6)に伴う修正</p> <p>愛知県の組織再編に伴う修正</p>
87	<p>第2節 防災のための意識啓発・広報</p> <p>1 町、県及び蟹江警察署における措置</p> <p>(1) 防災意識の啓発</p> <p>町は、地震発生時及び警戒宣言発令時等に住民が的確な判断に基づき行動できるよう、県や民間事業者等と協力して、次の事項を中心に地震についての正しい知識、防災対応等について啓発する。</p>	<p>第2節 防災のための意識啓発・広報</p> <p>1 町、県及び蟹江警察署における措置</p> <p>(1) 防災意識の啓発</p> <p>町は、地震発生時及び警戒宣言発令時等に住民が的確な判断に基づき行動できるよう、県や<u>防災関係機関</u>、民間事業者等と協力して、次の事項を中心に地震についての正しい知識、防災対応等について啓発する。</p>	<p>表記の整理</p>
89	<p>第3節 防災のための教育</p> <p>1 町、県(教育委員会)及び国立私立各学校等管理者における措置</p> <p>(1) 児童生徒等に対する<u>安全教育</u></p> <p>児童生徒等の安全と家庭への防災思想の普及を図るため学校(幼稚園を含む。以下同じ。)において防災上必要な<u>安全教育</u>を行う。<u>安全</u></p>	<p>第3節 防災のための教育</p> <p>1 町、県(教育委員会)及び国立私立各学校等管理者における措置</p> <p>(1) 児童生徒等に対する<u>防災教育</u></p> <p>児童生徒等の安全と家庭への防災思想の普及を図るため学校(幼稚園を含む。以下同じ。)において防災上必要な<u>防災教育</u>を行う。<u>災害</u></p>	<p>「避難勧告等に関するガイドライ</p>

頁	旧	新	摘要																		
	<p><u>教育</u>は、教育課程に位置づけて実施しとりわけ学級活動（ホームルーム活動）、学校行事等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮する。</p>	<p><u>リスクのある学校においては、避難訓練と合わせて防災教育を実施し、その他の学校においても防災教育を充実し、子供に対して「自らの命は自らが守る」意識の徹底と災害リスクや災害時にとるべき避難行動（警戒レベルとそれに対応する避難行動等）の理解を促進する。また、防災教育は、教育課程に位置づけて実施しとりわけ学級活動（ホームルーム活動）、学校行事及び訓練等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮する。</u></p>	<p>ン」の改定（H31.3）に伴う修正</p>																		
90	<p>第4節 防災意識調査及び地震相談の実施 1 町及び県（防災局、関係部局）における措置 (略)</p>	<p>第4節 防災意識調査及び地震相談の実施 1 町及び県（防災安全局、関係局）における措置 (略)</p>	<p>愛知県の組織再編に伴う修正</p>																		
94	<p>第3編 災害応急対策 第1章 活動態勢（組織の動員配備） 第1節 災害対策本部及び警戒班の設置・運営 2 警戒班の設置 (1) 町<u>若しくは隣接市町村</u>に震度4の地震が発生したとき</p>	<p>第3編 災害応急対策 第1章 活動態勢（組織の動員配備） 第1節 災害対策本部及び警戒班の設置・運営 2 警戒班の設置 (1) 町<u>において</u>震度4の地震が発生したとき</p>	<p>表記の整理</p>																		
95	<p>4 町本部の設置 町長は、災害対策基本法第23条の2に基づき、以下の場合に町本部を速やかに設置し、その活動態勢を確立する。本部長不在の場合には、副本部長の命により設置する。 (1) 町<u>若しくは隣接市町村</u>において震度5弱の地震が発生したとき (2) 町<u>若しくは隣接市町村</u>において震度5強以上の地震が発生したとき（自動指令）</p>	<p>4 町本部の設置 町長は、災害対策基本法第23条の2に基づき、以下の場合に町本部を速やかに設置し、その活動態勢を確立する。本部長不在の場合には、副本部長の命により設置する。 (1) 町において震度5弱の地震が発生したとき (2) 町において震度5強以上の地震が発生したとき（自動指令）</p>	<p>表記の整理</p>																		
100	<p>第3節 職員の非常配備 1 職員の非常配備 職員の非常配備基準は、次の通りとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>配備内容</th> <th>配備時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一非常配備</td> <td>(略)</td> <td>(1) 町<u>若しくは隣接市町村</u>において震度4の地震が発生したとき、又はごく小規模の災害が発生したとき (略)</td> </tr> <tr> <td>第二非常配備</td> <td>(略)</td> <td>(1) 町<u>若しくは隣接市町村</u>において震度5弱の地震が発生したとき</td> </tr> </tbody> </table>	種別	配備内容	配備時期	第一非常配備	(略)	(1) 町 <u>若しくは隣接市町村</u> において震度4の地震が発生したとき、又はごく小規模の災害が発生したとき (略)	第二非常配備	(略)	(1) 町 <u>若しくは隣接市町村</u> において震度5弱の地震が発生したとき	<p>第3節 職員の非常配備 1 職員の非常配備 職員の非常配備基準は、次の通りとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>配備内容</th> <th>配備時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一非常配備</td> <td>(略)</td> <td>(1) 町において震度4の地震が発生したとき、又はごく小規模の災害が発生したとき (略)</td> </tr> <tr> <td>第二非常配備</td> <td>(略)</td> <td>(1) 町において震度5弱の地震が発生したとき</td> </tr> </tbody> </table>	種別	配備内容	配備時期	第一非常配備	(略)	(1) 町において震度4の地震が発生したとき、又はごく小規模の災害が発生したとき (略)	第二非常配備	(略)	(1) 町において震度5弱の地震が発生したとき	<p>表記の整理 表記の整理</p>
種別	配備内容	配備時期																			
第一非常配備	(略)	(1) 町 <u>若しくは隣接市町村</u> において震度4の地震が発生したとき、又はごく小規模の災害が発生したとき (略)																			
第二非常配備	(略)	(1) 町 <u>若しくは隣接市町村</u> において震度5弱の地震が発生したとき																			
種別	配備内容	配備時期																			
第一非常配備	(略)	(1) 町において震度4の地震が発生したとき、又はごく小規模の災害が発生したとき (略)																			
第二非常配備	(略)	(1) 町において震度5弱の地震が発生したとき																			

頁	旧			新			摘要
	第三非常配備	(略)	(略) (1) 町 <u>若しくは隣接市町村</u> において震度5強以上の地震が発生したとき（自動発令） (略)	第三非常配備	(略)	(略) (1) 町において震度5強以上の地震が発生したとき（自動発令） (略)	表記の整理
109	第2章 避難行動 第1節 津波警報等の伝達 1 気象庁又は名古屋地方気象台における措置 気象庁又は名古屋地方気象台は、津波警報等及び地震に関する情報を発表する。			第2章 避難行動 第1節 津波警報等の伝達 1 気象庁又は名古屋地方気象台における措置 気象庁又は名古屋地方気象台は、津波警報等及び地震に関する情報 <u>等</u> を発表する。			表記の整理
110	4 津波警報等情報の伝達 (3) 県 <u>防災局</u> 災害対策課において震度情報ネットワークシステムにより収集した震度情報については、次の伝達系統図のとおりとする。			4 津波警報等情報の伝達 (3) 県 <u>防災安全</u> 局災害対策課において震度情報ネットワークシステムにより収集した震度情報については、次の伝達系統図のとおりとする。			愛知県の組織再編に伴う修正
111	第2節 避難勧告・指示等 2 水防管理者における措置 (1) 立退きの指示 <u>津波の</u> 氾濫により、著しい危険が切迫していると認められるときは、立退くことを指示する。			第2節 避難勧告・指示等 2 水防管理者における措置 (1) 立退きの指示 <u>洪水、津波又は高潮の</u> 氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、立退くことを指示する。			表記の整理
117	第3章 災害情報の収集・伝達・広報 第1節 被害状況等の収集・伝達 2 被害状況等の一般的収集、伝達系統 (2) 各機関は、自己の所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するのに必要な情報（画像情報を含む）及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。			第3章 災害情報の収集・伝達・広報 第1節 被害状況等の収集・伝達 2 被害状況等の一般的収集、伝達系統 (2) 各機関は、自己の所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するのに必要な情報（画像情報を含む）及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。 <u>ただし、気象条件等を踏まえ、巡視等に当たる職員等の安全を最優先として情報収集に当たるものとし、特に大津波警報の発表中など、津波災害のおそれがある場合は、津波浸水想定区域内に立ち入らないこと。</u>			巡視中の二次被害防止のための追記。
118	第2節 通信手段の確保 1 町、県（防災局、関係部局）及び防災関係機関における措置 (略)			第2節 信手段の確保 1 町、県（防災安全局、関係局）及び防災関係機関における措置 (略)			愛知県の組織再編に伴う修正

頁	旧	新	摘要																				
131	<p>第4章 応援協力・派遣要請 第3節 自衛隊の災害派遣 3 災害派遣要請手続系統</p> <p>(注) 時間にいとまがない場合等、やむを得ない場合は、直接知事(防災局)に派遣要請を依頼する。この場合も、できるだけ速やかに、尾張方面本部海部支部(海部県民センター)へも連絡すること。</p>	<p>第4章 応援協力・派遣要請 第3節 自衛隊の災害派遣 3 災害派遣要請手続系統</p> <p>(注) 時間にいとまがない場合等、やむを得ない場合は、直接知事(防災安全局)に派遣要請を依頼する。この場合も、できるだけ速やかに、尾張方面本部海部支部(海部県民センター)へも連絡すること。</p>	愛知県の組織再編に伴う修正																				
138	<p>第6節 南海トラフ地震の発生時における広域受援 町、県、防災関係機関における措置</p> <p>(3) 災害医療活動 全国から派遣されたDMA T等による被災地内における医療機関への支援・調整を行う活動</p>	<p>第6節 南海トラフ地震の発生時における広域受援 町、県、防災関係機関における措置</p> <p>(3) 災害医療活動 全国から派遣されたDMA T等による被災地域内における医療機関への支援・調整を行う活動</p>	防災基本計画の修正(H30.6)に伴う修正																				
141	<p>第5章 救出・救助対策 第2節 航空機の活用 2 町における措置</p> <p>町長は、防災ヘリコプターの応援要請をするときは、あらかじめ以下の点について県(防災局消防保安課防災航空グループ)に電話等により速報を行ってから緊急出動要請書を知事に提出する。</p>	<p>第5章 救出・救助対策 第2節 航空機の活用 2 町における措置</p> <p>町長は、防災ヘリコプターの応援要請をするときは、あらかじめ以下の点について県(防災安全局消防保安課防災航空グループ)に電話等により速報を行ってから緊急出動要請書を知事に提出する。</p>	愛知県の組織再編に伴う修正																				
142	<p>(7) その他必要な事項 (連絡先) 愛知県防災局消防保安課防災航空グループ</p>	<p>(7) その他必要な事項 (連絡先) 愛知県防災安全局消防保安課防災航空グループ</p>																					
155	<p>第8章 交通の確保・緊急輸送対策 ■ 主な機関の応急活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>発災</th> <th>3日</th> <th>1週間</th> <th>復旧対応期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町</td> <td colspan="4">○道路橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保(※)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期	町	○道路橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保(※)				<p>第8章 交通の確保・緊急輸送対策 ■ 主な機関の応急活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>発災</th> <th>3日</th> <th>1週間</th> <th>復旧対応期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町</td> <td colspan="4">○道路橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保(※)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期	町	○道路橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路 等 の機能確保(※)				表記の整理
機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期																			
町	○道路橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保(※)																						
機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期																			
町	○道路橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路 等 の機能確保(※)																						
158	<p>第1節 道路交通規制等 2 自動車運転者の措置</p> <p>(3) 災害対策基本法に基づき緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われた場合、<u>通行禁止区域(交通の規制が行われている区域又は道路の区間をいう。)</u>内の一般車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。</p>	<p>第1節 道路交通規制等 2 自動車運転者の措置</p> <p>(3) 災害対策基本法に基づき緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われた場合、<u>同法第76条の2の規定により、緊急交通路</u>内の一般車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。</p>	法文に合わせた表記に修正																				

頁	旧	新	摘要
159	<p>ア 速やかに車両を次の場所に移動させること。</p> <p>(7) <u>道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、当該道路の区間以外の場所</u></p> <p>(4) <u>区域を指定して交通の規制が行われた</u>ときは、道路以外の場所</p>	<p>ア 速やかに車両を次の場所に移動させること。</p> <p>(7) <u>緊急交通路に指定された</u>区間以外の場所</p> <p>(4) <u>緊急交通路の区域に指定された</u>ときは、道路以外の場所</p>	
159	<p>第2節 道路施設対策</p> <p>1 町における措置</p> <p>(2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保</p>	<p>第2節 道路施設対策</p> <p>1 町における措置</p> <p>(2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路<u>等</u>の機能確保</p>	<p>道路法の改正により重要物流道路の関連記載が防災基本計画に記載されたことによる修正</p>
159	<p>ア (略)</p> <p>イ 管理道路における緊急輸送道路指定路線<u>及び重要物流道路(代替・補完路を含む。)</u>について、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。</p> <p>なお、津波被害発生時には、くしの歯ルート^の道路啓開を他の道路に優先する。</p> <p>また、南海トラフ地震の発生時には、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」に定めるタイムラインに留意する。</p> <p>ウ～エ (略)</p> <p><u>オ 重要物流道路(代替・補完路を含む。)</u>において、<u>道路啓開の実施が困難な場合、国に代行を要請する。</u></p>	<p>ア (略)</p> <p>イ 管理道路における緊急輸送道路指定路線について、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。</p> <p>なお、津波被害発生時には、くしの歯ルート^の道路啓開を他の道路に優先する。</p> <p>また、南海トラフ地震の発生時には、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」に定めるタイムラインに留意する。</p> <p>ウ～エ (略)</p> <p>(削除)</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>
161	<p>第4節 緊急輸送手段の確保</p> <p>4 緊急通行車両の事前届出及び確認</p> <p>(2) 県公安委員会が災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合の緊急通行車両であることの確認については、第2節4(5)「緊急通行車両の確認等」に定めるところによる。</p>	<p>第4節 緊急輸送手段の確保</p> <p>4 緊急通行車両の事前届出及び確認</p> <p>(2) 県公安委員会が災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合の緊急通行車両であることの確認については、第1節1(5)「緊急通行車両の確認等」に定めるところによる。</p>	<p>表記の整理</p>
165	<p>第9章 浸水・津波対策</p> <p>第1節 浸水対策</p> <p>1 町、県(建設部、農林水産部)及び関係機関における措置</p> <p>(略)</p>	<p>第9章 浸水・津波対策</p> <p>第1節 浸水対策</p> <p>1 町、県(建設局、農林基盤局)及び関係機関における措置</p> <p>(略)</p>	<p>愛知県の組織再編に伴う修正</p>
	<p>第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</p>	<p>第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</p>	

頁	旧	新	摘要
168	第1節 避難所の開設・運営 1 町における措置 (1) 避難所の開設 本部長は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、災害のため避難した居住者や滞在者等や被災した住民等を、一時的に滞在させるための施設とし、民生対策部に避難所の開設を指示する。	第1節 避難所の開設・運営 1 町における措置 (1) 避難所の開設 本部長は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、災害のため避難した居住者や滞在者等や被災した住民等を、一時的に滞在させるための施設とし、民生対策部に避難所の開設を指示する。 <u>ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。</u>	防災基本計画の修正(H30.6)に伴う修正
171 172	第3節 帰宅困難者対策 1 町及び県における措置 (1) 「むやみに移動(帰宅)を開始しない」旨の広報及び滞在場所の確保等町及び県は、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動(帰宅)を開始しない」旨の広報等により、一斉帰宅を抑制し、帰宅困難者の集中による混乱の抑制を図る。 また、必要に応じて、滞在場所の確保等の支援を行う。	第3節 帰宅困難者対策 1 町及び県における措置 (1) 「むやみに移動(帰宅)を開始しない」旨の広報及び <u>一時滞在施設(滞在場所)</u> の確保等町及び県は、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動(帰宅)を開始しない」旨の広報等により、一斉帰宅を抑制し、帰宅困難者の集中による混乱の抑制を図る。 また、必要に応じて、 <u>一時滞在施設(滞在場所)</u> の確保等の支援を行う。	防災基本計画の修正(H30.6)に伴う修正
176	第11章 水・食品・生活必需品等の供給 第2節 食品の供給 炊き出し用として米穀を確保する手順図 図中： <u>農林水産部食育推進課</u>	第11章 水・食品・生活必需品等の供給 第2節 食品の供給 炊き出し用として米穀を確保する手順図 図中： <u>農業水産局食育消費流通課</u>	愛知県の組織再編に伴う修正
191	第14章 ライフライン施設等の応急対策 第3節 上水道施設対策 1 町及び県における措置 (3) 応援・受援体制の確立 <u>施設復旧の支援が円滑に行えるように、県外水道事業者等への応援要請を含めた広域応援体制を整える。</u> <u>また、受援体制と緊急時の窓口を整え、その実効性を確保するものとする。</u>	第14章 ライフライン施設等の応急対策 第3節 上水道施設対策 1 町及び県における措置 (3) 応援・受援体制の確立 <u>被災した県内の水道施設を早期に復旧するため、県内水道事業者等の被災情報等を一元的に管理し、県内外からの応援活動の迅速かつ円滑な調整を図ることを目的として、「愛知県水道震災復旧支援センター」を設置し、愛知県水道震災広域応援体制を整える。</u>	対策の追加
192	第6節 通信施設の応急措置 1 町及び県(防災局)、防災関係機関における措置 大地震の発生により、電気通信が途絶した場合の最も有力な手段は、無線を用いた専用通信である。特に、町、県、蟹江警察署、气象台、国土交	第6節 通信施設の応急措置 1 町、県(防災安全局、総務局)、防災関係機関における措置 大地震の発生により、電気通信が途絶した場合の最も有力な手段は、無線を用いた専用通信である。特に、町、県、蟹江警察署、气象台、国土交	愛知県の組織再編に伴う修正

頁	旧	新	摘要
193	<p>通省、海上保安機関、東海旅客鉄道株式会社、中日本高速道路株式会社、さらに電力・ガス会社、鉄道会社等の防災関係機関の情報連絡網として極めて重要な役割をもっているため、適切な応急措置が要求される。各機関においては、あらかじめ具体的な応急対策計画を作成しておく必要があるが、なかでも次のような点に格別留意して有効、適切な対応が図られるようにすべきである。</p> <p>(1)～(3)(略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>通省、海上保安機関、東海旅客鉄道株式会社、中日本高速道路株式会社、さらに電力・ガス会社、鉄道会社等の防災関係機関の情報連絡網は極めて重要な役割をもっているため、適切な応急措置が要求される。各機関においては、あらかじめ具体的な応急対策計画を作成しておく必要があるが、なかでも次のような点に格別留意して有効、適切な対応が図られるようにすべきである。</p> <p><u>また、携帯インフラが広範囲に被害を受け、携帯電話やスマートフォンが利用できない状態が想定される。その際に避難所等を兼ねる県有施設に整備された無料公衆無線LANサービス（フリーWi-Fi）を活用し、避難者が被災情報の収集等を行える状態にすることは有効である。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 無料公衆無線LANサービス（フリーWi-Fi）の活用</u></p> <p><u>ア 県（総務局）の連絡</u></p> <p><u>県は大地震の発生により無料公衆無線LANを認証フリーとすべきであると判断した場合は、SSID「Aichi_Free_Wi-Fi」について、通信事業者（株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス）に災害時モードへの切替えを指示する。</u></p> <p><u>イ 通信事業者（株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス）の災害時モードへの切替え通信事業者（株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス）は、県との事前の取り決めに従って指示内容を確認後、SSID「Aichi_Free_Wi-Fi」の災害時モードへの切替えを行い、認証フリーでインターネットに接続できるよう設定情報を変更する。</u></p>	<p>表記の整理</p> <p>第3次地震対策アクションプランの改訂に基づく修正</p>
197	<p>第15章 住宅対策</p> <p>第3節 公共賃貸住宅等への一時入居</p> <p>1 町、県（建設部）、地方住宅供給公社及び都市再生機構における措置 (略)</p>	<p>第15章 住宅対策</p> <p>第3節 公共賃貸住宅等への一時入居</p> <p>1 町、県（建築局）、地方住宅供給公社及び都市再生機構における措置 (略)</p>	<p>愛知県の組織再編に伴う修正</p>
208	<p>第4編 災害復旧・復興</p> <p>第2章 公共施設等災害復旧対策</p> <p>第2節 激甚災害の指定</p> <p>1 町における措置</p> <p>(2) 指定後の関係調書等の提出</p> <p>町長は、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県の関係部局に提出する。</p>	<p>第4編 災害復旧・復興</p> <p>第2章 公共施設等災害復旧対策</p> <p>第2節 激甚災害の指定</p> <p>1 町における措置</p> <p>(2) 指定後の関係調書等の提出</p> <p>町長は、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県の関係局に提出する。</p>	<p>愛知県の組織再編に伴う修正</p>
	<p>第3章 災害廃棄物処理対策</p>	<p>第3章 災害廃棄物処理対策</p>	

頁	旧	新	摘要
210	<p>災害廃棄物処理対策</p> <p>1 町における措置</p> <p>(3) し尿・ごみの収集・運搬、処分</p> <p>し尿・ごみの収集・運搬は、被災地の状況を考慮し、避難所や緊急を要する地域から実施する。収集・運搬したし尿は、し尿処理施設等に投入し処分する。また、収集・運搬したごみは、焼却処分を原則とするが、不燃性又は焼却できないものについては、破碎処理や埋立処分等を行う。なお、これらの収集・運搬、処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に定める基準に従って行<u>う</u>。</p> <p><u>なお</u>、フロン使用機器の廃棄処理にあたっては、適切なフロン回収を行う。</p>	<p>災害廃棄物処理対策</p> <p>1 町における措置</p> <p>(3) し尿・ごみの収集・運搬、処分</p> <p>し尿・ごみの収集・運搬は、被災地の状況を考慮し、避難所や緊急を要する地域から実施する。収集・運搬したし尿は、し尿処理施設等に投入し処分する。また、収集・運搬したごみは、焼却処分を原則とするが、不燃性又は焼却できないものについては、破碎処理や埋立処分等を行う。なお、これらの収集・運搬、処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に定める基準に従って行<u>い</u>、フロン使用機器の廃棄処理にあたっては、適切なフロン回収を行う。</p>	表記の整理
223	<p>第5編 東海地震に関する事前対策</p> <p>第2章 地震災害警戒本部の設置等</p> <p>第2節 警戒宣言発令時等の情報伝達</p> <p>4 町及び県（防災局、各部局）の内部伝達、住民等への伝達</p> <p>(略)</p>	<p>第5編 東海地震に関する事前対策</p> <p>第2章 地震災害警戒本部の設置等</p> <p>第2節 警戒宣言発令時等の情報伝達</p> <p>4 町及び県（防災安全局、各局）の内部伝達、住民等への伝達</p> <p>(略)</p>	愛知県の組織再編に伴う修正
235	<p>第4章 発災に備えた直前対策</p> <p>第2節 消防、浸水等対策</p> <p>2 その他管理者における措置</p> <p><u>愛知県水防計画に位置づけられた水防上重要な施設の管理者は、東海地震注意情報が発表された段階から、地震発生時の安全な避難及び二次災害防止を図るため、巡回監視、土嚢の準備などの必要な対策を講ずる。</u></p>	<p>第4章 発災に備えた直前対策</p> <p>第2節 消防、浸水等対策</p> <p>(削除)</p>	水防上重要な施設の樋門等及び防潮扉等の操作規則の更新
237	<p>第6節 生活必需品の確保</p> <p>1 町及び国、県（防災局、産業労働部）における措置</p> <p>(略)</p> <p>2 町及び県（防災局、関係部局）における措置</p> <p>(略)</p>	<p>第6節 生活必需品の確保</p> <p>1 町及び国、県（防災安全局、農業水産局、経済産業局）における措置</p> <p>(略)</p> <p>2 町及び県（防災安全局、関係局）における措置</p> <p>(略)</p>	愛知県の組織再編に伴う修正
238	<p>第8節 緊急輸送</p> <p>1 町、県（防災局、関係部局）及び関係機関における措置</p> <p>(略)</p>	<p>第8節 緊急輸送</p> <p>1 町、県（防災安全局、関係局）及び関係機関における措置</p> <p>(略)</p>	愛知県の組織再編に伴う修正
241	<p>第5章 町が管理又は運営する施設に関する対策</p> <p>第2節 河川</p> <p><u>(2) 町は東海地震注意情報が発表された段階から、(1)に定めた対応を行</u></p>	<p>第5章 町が管理又は運営する施設に関する対策</p> <p>第2節 河川</p> <p>(削除)</p>	水防上重要な施設の樋門等

頁	旧	新	摘要																																																				
	<p><u>うものとする。</u> <u>堤防、排水機場・水門等のうち、特に重要な施設では、直後の点検、応急復旧が実施できる準備をあらかじめ定めるものとする。</u></p>		及び防潮扉等の操作規則の更新																																																				
242	<p>第3節 不特定かつ多数の者が出入りする施設 1 町（関係部局）における措置 (略)</p>	<p>第3節 不特定かつ多数の者が出入りする施設 1 町（関係局）における措置 (略)</p>	愛知県の組織再編に伴う修正																																																				
243	<p>3 個別事項 (3) 各施設における主な対応措置は次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">所管</th> <th rowspan="2">施設名</th> <th colspan="2">東海地震注意情報発表時</th> <th colspan="2">警戒宣言時</th> </tr> <tr> <th>対応</th> <th>備考</th> <th>対応</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">民生部</td> <td>高齢 介護課 蟹江町総合福祉センター(分館含む)</td> <td>(略)</td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>子育て 推進課</td> <td>(略)</td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	所管	施設名	東海地震注意情報発表時		警戒宣言時		対応	備考	対応	備考	民生部	高齢 介護課 蟹江町総合福祉センター(分館含む)	(略)		(略)		子育て 推進課	(略)		(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>3 個別事項 (3) 各施設における主な対応措置は次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">所管</th> <th rowspan="2">施設名</th> <th colspan="2">東海地震注意情報発表時</th> <th colspan="2">警戒宣言時</th> </tr> <tr> <th>対応</th> <th>備考</th> <th>対応</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">民生部</td> <td>介護 支援課 多世代交流施設</td> <td>(略)</td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>子ども 課</td> <td>(略)</td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	所管	施設名	東海地震注意情報発表時		警戒宣言時		対応	備考	対応	備考	民生部	介護 支援課 多世代交流施設	(略)		(略)		子ども 課	(略)		(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>
所管	施設名			東海地震注意情報発表時		警戒宣言時																																																	
		対応	備考	対応	備考																																																		
民生部	高齢 介護課 蟹江町総合福祉センター(分館含む)	(略)		(略)																																																			
	子育て 推進課	(略)		(略)																																																			
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																		
所管	施設名	東海地震注意情報発表時		警戒宣言時																																																			
		対応	備考	対応	備考																																																		
民生部	介護 支援課 多世代交流施設	(略)		(略)																																																			
	子ども 課	(略)		(略)																																																			
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																		
245	<p>第4節 地震防災応急対策の実施上重要な建物に関する措置 (1) 地震防災応急対策の実施上重要な建物（役場、消防署、水道事務所、保健センター、避難場所等）となる庁舎の管理者は、「第3節2 一般的事項」に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。 ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常電源の確保 イ 無線通信機等通信手段の確保 避難場所又は応急救護所が置かれる学校、社会教育施設、保健センター等の管理者は、「第3節3 個別事項」に掲げる措置をとるとともに、町が行う避難場所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。 (2)～(3) (略) (4) 町の防災計画が定める避難場所又は応急救護所が置かれる県立学校等の管理者は、第4節2に掲げる措置をとるとともに、町が行う避</p>	<p>第4節 地震防災応急対策の実施上重要な建物に関する措置 (1) 地震防災応急対策の実施上重要な建物（役場、消防署、水道事務所、保健センター、避難場所等）となる庁舎の管理者は、「第3節2 一般的事項」に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。 ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常電源の確保 イ 無線通信機等通信手段の確保 避難場所又は応急救護所が置かれる学校、社会教育施設、保健センター等の管理者は、「第3節3 個別事項」に掲げる措置をとるとともに、町が行う避難場所又は応急救護所の開放・開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。 (2)～(3) (略) (4) 町の防災計画が定める避難場所又は応急救護所が置かれる県立学校等の管理者は、第4節2に掲げる措置をとるとともに、町が行う避</p>	<p>防災基本計画の修正(H30.6)に伴う修正</p>																																																				

地震・津波 新旧対照表

頁	旧	新	摘要
	<p>難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。</p>	<p>難所又は応急救護所の<u>開放</u>・開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。</p>	